

平成 27 年度「トップレベル審査委員会」(第 1 回) 議事録

1 日時

平成 28 年 1 月 8 日 (金) 9 : 30 ~ 12 : 00

2 場所

東京都庁第 2 本庁舎 31 階会議室

3 議事等

(1) トップレベル審査委員会の位置づけ等、(2) 提出書類の審査方法等について、事務局から説明した。

(3) 平成 27 年度トップレベル認定申請事業所の審査結果

9 月末日までに収受した、区分 I 及び区分 II のトップレベル事業所等の認定申請について審議を行った。

事務局から、申請事業所の概要、評価書及び都の審査結果を説明した。

A 事業所及び B 事業所は、評価書の内容が認定基準に適合していない事項があったので、委員から意見聴取を行った。

A 事業所は、「I.3.5 主要設備等に関する計測・計量及び記録>エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備の導入」において申請事業者の評価に誤りがあった。

認定基準では、エネルギー供給設備(熱源・熱搬送設備など)がある場合、システム全体の運転効率分析用に、電力量・燃料消費量・熱量・流量・温度・補給水量等の把握に必要な計測・計量設備の導入を求めている。

都の審査結果では、事業所の熱搬送設備の送水ポンプの流量について、必要な計測・計量設備が導入されていると認められず、不合格要件に該当する。

委員からは、都の審査結果は妥当であり、「異議なし」との意見を聴取した。

B 事業所は、「II 3b.6 設備・制御系の省エネルギー性能>電気室の温度制御の導入」において申請事業者の評価に誤りがあった。

認定基準では、電気室の温度制御が、全電気室に対してどの程度の割合で導入されているかを評価し、その割合が「40%未満又は採用無し」の場合、

不合格要件となる。事業所は、全ての電気室で採用していると評価した。

都の審査結果では、事業所の複数ある電気室について、一部の室以外は温度制御が導入されていると認められず、全電気室に対しての導入割合が40%未満であったため不合格要件に該当する。

委員からは、都の審査結果は妥当であり、「異議なし」との意見を聴取した。

A事業所及びB事業所以外の事業所は、評価書の内容が認定基準を概ね適合していることを説明した。

委員からは、都の審査結果は妥当であり、「異議なし」との意見を聴取した。

また、委員からは、以下の提案があった。

「I.3.5 主要設備等に関する計測・計量及び記録>エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備の導入」において、より分かり易くなるように、事例の提示や表現の追加等を行う。

第一計画期間から継続して認定申請を行った事業所が多いことから、今年度に申請された評価書において、今後申請する事業者の参考となるよう、第一計画期間から取組が進んだ評価項目を整理し情報提供する。

事務局からは、今後検討する旨の回答を行った。